競争的資金等に関する告発等の取扱い・調査及び懲戒に関する規程

制定　令和 4 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 本規程は、株式会社インターネットイニシアティブ（技術研究所）（以下「当研究所」という。）における競争的資金等の不正使用を防止し、適切な運営・管理を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 本規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 競争的資金等

政府機関又はそれらの政府機関が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(2) 不正使用

(1) で定める競争的資金等を故意若しくは重大な過失による他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。

(3) 内部告発者

競争的資金等に関する不正使用について内部告発を行った取締役、従業員、その他の者

(4) 配分機関

競争的資金等を配分する機関（政府機関又はそれらの政府機関が所管する独立行政法人）

（告発窓口）

第 3 条 当研究所内外から競争的資金等に関する告発等（当研究所内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口（以下、「告発窓口」という。）を設置する。

2 不正な情報等を受けた場合、窓口の担当者は、迅速かつ確実に最高管理責任者へ報告をする。

3 告発窓口の連絡先等は、当研究所ホームページにて公開する。

（調査の体制・手続き）

第 4 条 告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から原則として 30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の扱いとする。

（調査委員会）

第5条 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、不正の有無及び不正の内容、関与した研究者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査を実施する。
2 当研究所に、被告発者が所属する場合は、必要に応じて、被告発者などの調査対象になっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。
3 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
4 調査委員会は、公正かつ厳正に調査を行うため、当研究所に属さない弁護士や公認会計士等の第三者を含むものとする。
5 第三者の調査委員は、当研究所及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

（報告）
第6条 当研究所は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議をしなければならない。
2 告発等の受付から原則として210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。
3 調査中の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

（通報者の保護等）
第7条 告発窓口担当者は、内部告発者が匿名によって内部告発を行った場合でも受理するものとする。
2 告発窓口は、内部告発が実名又は匿名のいずれで行われた場合であっても、内部告発者の秘密を保持し、内部告発の同意がない限り開示してはならないものとする。
ただし、司法上の手続きにおいて開示が必要となる場合はこの限りではない。
3　会社は、内部告発者の氏名について開示を求めてはならず、実名による内部告発の場合又は何らかの事情により匿名の内部告発者の氏名を知った場合において、内部告発者に対して解雇を含む不利益取扱いをしてはならないものとする。

（調査結果）
第8条　会社は、調査の結果、不正を認定した場合であって、その重要性から必要と考えられるときは、速やかに調査結果を公表する。

2　会社は、調査の結果、私的流用など悪意に基づく虚偽の告発であると認められた場合には、刑事告発や民事訴訟などの法的措置をとることができる。

（懲戒）
第9条 懲戒は、会社の就業規則に定めるところによる。

（他部門による対応）
第 10 条　会社は、必要と認める時は、第 3 条から前条までに定める措置について、当研究所に所属する者以外の役職員を指名して、これに当たらせることができるものとする。この場合において、当研究所の所属員は、当該指名された役職員の指示に従うものとする。